

標準開示フォーマット(特定非営利活動法人用)

報告年月日

報告者氏名

当該法人における役職

1. 組織情報

■法人名称

■所轄庁

■主たる事業所の所在地

■従たる事務所の所在地

■代表者氏名

■法人設立登記年月日

■定款に記載された目的

■活動分野

<input checked="" type="checkbox"/> 保健・医療・福祉	<input type="checkbox"/> 社会教育	<input checked="" type="checkbox"/> まちづくり
<input type="checkbox"/> 学術・文化・芸術・スポーツ	<input type="checkbox"/> 環境の保全	<input type="checkbox"/> 災害救援
<input type="checkbox"/> 地域安全	<input checked="" type="checkbox"/> 人権・平和	<input type="checkbox"/> 国際協力
<input type="checkbox"/> 男女共同参画社会	<input type="checkbox"/> 子どもの健全育成	<input type="checkbox"/> 情報化社会
<input type="checkbox"/> 科学技術の振興	<input type="checkbox"/> 経済活動の活性化	<input checked="" type="checkbox"/> 職業能力・雇用機
<input type="checkbox"/> 消費者の保護	<input checked="" type="checkbox"/> 連絡・助言・援助	

■事業活動の概要
(400字以内)

公開用電話番号

■ファックス

■ホームページ

■メールアドレス

■常勤職員数

■認定 (認定NPO法人の場合は、チェックを入れて、以下の項目も入力)

認定年月日

認定満了日

相対値基準 絶対値基準 条例指定 仮認定

■閲覧書類の添付 定款

事業報告書	財産目録	貸借対照表	活動計算書/ 収支計算書
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※閲覧書類がインターネットで公開されている団体につきましては、当該ウェブページのURLをご記入ください。

第1章 総則

名称

第1条

この法人は特定非営利活動法人宮崎県障がい者支援ここと称する。

事務所

第2条

この法人は主たる事務所を宮崎市宮の元町5番地5に置く。

目的

第3条

この法人は身体障がい者(重複障がい者を含む)が安心して生活ができるように、あらゆる障がい者への支援、情報の提供、移動サービスを含むガイドヘルパーの派遣、ホームヘルパーの派遣などの事業を実施することで、障がい者の自立と社会参加を促進するとともに、障がい者の福祉増進を図り、社会に貢献することを目的とする。

2 介護が必要な高齢者が安心して生活できるよう、介護保険法に基づく介護サービスの提供をすることで地域に根ざした高齢者への福祉活動を推進する。

特定非営利活動の種類

第4条

この法人は前条の目的を達成するために、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動

特定非営利活動に係る事業

第5条

この法人は第3条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 身体障がい者の職業開拓、開発
- (2) 身体障がい者居宅介護等事業
- (3) 研修会、並びに各種大会の開催に関する事業
- (4) 児童身体障がい者の居宅介護、外出支援事業

- (5) 福祉有償運送許可運営協議会事業
- (6) 重複障がい者（盲聾者）の通訳、介助の派遣、啓発、宣伝事業
- (7) 身体障がい者の福祉相談事業
- (8) 高齢者介護居宅事業
- (9) その他目的を達成するために必要な事業を行う

第2章 会員

種別

第6条

この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下法という。）上の社員とする。

- (1) 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人、又は団体
- (2) 賛助会員は、この法人の事業を賛助するため、入会した個人、又は団体

入会

第7条

会の目的に賛同し、正会員になるには入会申し込みを理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 理事会は正当な理由がない限りその者の入会を認めなければならない。
- 3 理事長は第1項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

会費

第8条

会員は総会において、別に定める会費を納入しなければならない。

会員の資格の喪失

第9条

正会員が次の各号のいずれかに該当するときはその資格を喪失する。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 理由なく会費を3年以上納入しないとき
- (3) 退会届が出されたとき

(4) 除名されたとき

退会

第 10 条

正会員が退会しようとするときは退会届を理事長に提出して任意に退会できる。

除名

第 11 条

会員が次に掲げるいずれかに該当する場合は総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決によりこれを除名することができる。

(1) この法人の定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、又は法人の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う。尚、理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

会費等の不返還

第 12 条

退会し、又は除名された会員がすでに納入した会費及び、その他の拠出金品は返還しない。

第 3 章 役員

種類及び定数

第 13 条

この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5 人以上 10 人以内

(2) 監事 2 人以上 3 人以内

2 理事のうち一人を理事長、一人を副理事長とする。

選任

第 14 条

理事及び監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

職務

第 15 条

理事長はこの法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し業務を処理するとともに理事長に事故あるときは、又、理事長が欠けたときは、その業務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し定款の定め、及び理事会の議決に基づきその法人の業務を遂行する。
- 4 監事は次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務、執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 項の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し、不正な行為または法令、若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務、執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

任期

第 16 条

役員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず後任の役員が選任されていない場合には任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を延長する。
- 3 補欠として選任された役員の任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

欠員補充

第 17 条

理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

解任

第 18 条

役員が次の各号のいずれかに該当するときは総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により解任しようとするときはその役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

報酬等

第 19 条

役員はその総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し、必要な事項は理事長が総会の議決を経て別に定める。

第 4 章 総会

種別及び構成

第 20 条

この法人の総会は通常総会、及び臨時総会とする。

- 2 総会は正会員をもって構成する。

権能

第 21 条

総会はこの定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

開催

第 22 条

通常総会は毎年 1 回とする。

2 臨時総会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

招集

第 23 条

総会は前条第 2 項第 3 号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に臨時総会を招集する。

3 総会を招集するには正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに、日時及び場所を示した書面をもって開会の 14 日前までに通知しなければならない。

議長

第 24 条

総会の議長はその総会において出席した正会員の中から選出する。

定足数

第 25 条

総会は正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。

議決

第 26 条

総会の議事はこの定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

2 総会における議決事項は第 23 条第 3 項の規定により、あらかじめ通知された事項とする。議決が緊急を要するもので出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、その限りではない。

3 議決すべき、事項につき特別な利害関係を有する正会員は当該事項の議決に加わることはできない。

書面表決等

第 27 条

やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の代理人は表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会毎に議長に提出しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により、表決権を行使した正会員は第 25 条及び、前条第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

議事録

第 28 条

総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者または表決委任者がある場合にはその数を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事及び経過の概要と議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録については議長のほか、出席した正会員の内からその総会において選任された 2 名以上の議事録署名人が署名、押印しなければならない。

第 5 章 理事会

構成

第 29 条

理事会は理事をもって構成する。

権能

第 30 条

理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

開催

第 31 条

理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により監事から招集の請求があったとき

招集

第 32 条

理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときはその日から起算して 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには理事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容、日時、場所を示した書面をもって開催の日の 14 日前までに通知すること。

議長

第 33 条

理事会の議長は理事長又は理事長が指名した者がこれにあたる。

定足数

第 34 条

理事会は理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

議決

第 35 条

理事会の議事はこの定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 理事会における議決事項は第 32 条第 3 項の規定により、あらかじめ通知された事項とする。議事が緊急を要するもので理事長が必要と認めた

ときはその限りではない。

- 3 議決すべき事項につき、特別な利害関係を有する理事は当該事項の議決に加わることはできない。

書面表決等

第 36 条

やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

- 2 前項の規定により、表決権を行使した理事は第 34 条及び、前条第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

議事録

第 37 条

理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時、及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数、書面表決者がある場合にはその数を付記すること
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過と概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議事のほか、出席した理事のうちからその理事会において選任された 2 名以上の議事録署名人が署名、押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

資産の構成

第 38 条

この法人の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品

- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

資産の管理

第 39 条

この法人の資産は理事長が管理し、その管理方法は理事長が理事会の議決を経て別に定める

会計の原則

第 40 条

この法人の会計は法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

事業計画及び予算

第 41 条

この法人の事業計画及びこれに伴う予算は理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 事業計画及び予算の軽微な変更は理事会の議決を経て行うことができる。この場合において理事長は変更した内容について当該事業年度終了後に開催される総会に報告しなければならない。

事業報告及び決算等

第 42 条

この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、及び収支決算書等の決算に関する書類は毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を経て総会の議決を得なければならない。

剰余金の処分

第 43 条

この法人の決算において剰余金を生じたときは次事業年度に繰り越すものとする。

事業年度

第 44 条

この法人の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第7章 定款の変更、解散、及び合併

定款の変更

第45条

定款を変更しようとするときは総会に出席した正会員の4分の3以上による議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、法第25条第3項に規定する軽微な事項に関する定款の変更を行った場合には遅滞なく、その旨を所轄庁に届出なければならない。

解散

第46条

この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により、解散するときは所轄庁の認定を得なければならない。

清算人の選任

第47条

この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く。）理事が清算人となる。

残余財産の帰属

第48条

この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く。）に存する残余財産は、法第11条第3項に掲げる法人のうち、総会において議決された

者に譲渡するものとする。

合併

第 49 条

この法人が合併しようとするときは総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

公告の方法

第 50 条

この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 8 章 事務局

事務局

第 51 条

この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は理事長が理事会の議決を経て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項については理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第 9 章 雑則

委任

第 52 条

この定款の施行についての必要な事項は理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この定款はこの法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は第14条第1項の規定に関わらず、次に掲げる者とする。
 - (1) 理事長 福重福一
 - (2) 副理事長 上野美恵子
 - (3) 理事 内田恭行
小迫あけみ
迫田悦子
 - (4) 監事 山崎福男
内畑輝文
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は第16条第1項の規定に関わらず、成立の日から平成24年度通常総会終了日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第41条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は第44条の規定に関わらず成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は第8条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 年額 2,000 円
 - (2) 賛助会員 個人一口年額 1,000 円、団体一口年額 5,000 円

当法人の定款に相違ありません

特定非営利活動法人 宮崎県障がい者支援ここ
理事 福重 福一

